

太政官職制并事務章程

服部文庫

イ 17

2189

72



117 特
2189
72



大政友職制并事務章程別冊と通じ之を為諸友者意
候に候に追ふらるる之に候

辛未七月

大政友

今般武約省を廢し大政友職制及他友者職制を
候に同報少政之にお來の條有候撰任に候に而調の候出
候に

但他友者意同に候に右院昭政に上の候告に

辛未七月

太政大臣職制
天皇親臨

正院

太政大臣 一欠

天皇を補弼し庶政を総理し祭祀外交宣戰議和立約し
權海陸軍司を統知す

納言

職掌大臣に亞く大臣欠席の時其司を代理するを以て

兼議

大臣に參與し有事を議判し大臣納言を補佐し庶政
を贊成するを以て

樞密大史 二欠

樞密之文案を執し位記官記を掌る

樞密樞大史 二欠

職掌大史に亞く

樞密少史 三欠

樞密之文案を掌し位記官記を造り并に記録を掌る

樞密樞少史 三欠

職掌少史に亞く

大史 三欠

文書記録傳達受封を掌る

樞大史 三欠

職掌大史に亞く

少史 五欠

文書記録を掌る

権少史

職掌少史ニ至ク

大主記 権大主記 少主記 権少主記 十五人

監部課

史官主記より之ヲ兼任す他官者干亦亦臨時撰任する事
あり一ノ故ニ定むる事

式部局 長卿

内務之儀式及圖書を掌る

大式部 少式部

舍人局 長卿

分番宿直を掌る 出願請賜を申進するを掌る

大舍人 少舍人

雅楽局 長卿

雅楽之事を掌る

大伶人 小伶人

左院

議長 参議分直一又二号議員分任す

議子を判するを掌る

一号議員 二号議員 三号議員

律立法之事を議するを掌る

書記

文書を檢し豫案を掌る事を掌る

右院

法省 長官 次官

出務之法案を以て法省に送るに依りて審判官を審判するを以て

書記 各中官に秘録録す

又書を檢し法案を以てするを以て

正院子務章程

正院

天皇臨御して万機を總理し大臣納言之を輔弼し各職
之に参りて庶政を奨督する所あり

大臣大臣の一人を限り納言を参議に命ず

之職に等級の官を以て順次に一回家の位を以て次に一叙

爵に先及を以て次に一叙任官に命ず

宸翰に出ると名を以て三職之を補賢するを以て

本院中奏任官に薦奉免職を以て判任官に命ず其不
之薦奉免職に具状を以て之を命ず

凡そ立法施政司法に事務に其章程に照準して左者院より
之を上進せしめ本院之を裁可す

左院より上奏する行政實際に係る者に右院よりして利害を
察せしめ其可否を審判し之を以て其の奏書に御印し
判可を以て其の御印を押し然らば之を以て之を以て
せしむ

左院より上奏する行政實際に利害ありしむるに及ばざる
もの右院より下す^す其の可否を審判しお條に條に従て
之を處置す

右院より上奏する福免に上漏り採つべしもの左院より下して

当否ヲ議セシメ其可否ヲ審判シ前條ノ例ニ從テ是
ヲ處置ス

右院ヨリ奉ル奏事議負ノ公論ヲ取ニ及ハサルモノハ左院ニ下タサズ
直ニ其可否ヲ審判シ前條ノ例ニ從テ是ヲ處置ス

左右兩院ノ奏事取捨ノ便宜施行ノ緩急ハ本院ノ施
權タリ

左院議事ノ章程及ヒ其開閉或ハ諸官省等ヲ廢立
分合スルモ本院ノ特權タリ

凡ソ全國一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件及ヒ
勅旨特例等ノ事件ハ太政官ヨリ之ヲ發ス

全國一般ニ布告スル事件ト虽モ制度條例ニ係ラサル
告諭ノ如キハ其主任ノ官掌ヨリ直ニ布告セシム

勅書ニ加名鈐印スルハ太政大臣ノ任タルヘシ
勅書令條及免除黜陟ノ記録及ヒ機密ノ文書ヲ檢

シ法案ヲ草スルハ樞密史官ニ付シテ司掌セシム

既奈ノ命令恒典則トナルヘキモノ及ヒ一時處分ノ令ト虽モ
後覽照考ニ供スヘキモノハ之ヲ史官ニ命シテ類別編輯セシム

式部監部舍人雅樂ノ事務ヲ管理ス
此章程更ニ増補更正スヘキ事アラハ商議ヲ尽シ
裁ヲ經テ定ムヘシ

左院事務章程

左院ハ議員諸立法ノ一ヲ議スル所ナリ

議長一人ヲ限リ參議之ヲ兼任シ又ハ一等議負ヨリ
之ニ任ス

議負第一第二第三ヲ以テ其等級ヲ定メ人負ニ定

限アルナシ

新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規定則ヲ増損更革シ及ヒ未夕例規ナキ事ヲ考定スル等正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス都テ議長議員ノ衆論ヲ

尽シテ之ヲ判交シ鈐印ノ後正院ニ上達ス

凡ソ議事ハ衆論一決ノ説ヲ採ルヲ本旨トス故ニ議長議員ノ論説ヲ審議シ同論ノ多キヲ以テ其議ヲ判決ス若同論ノモノ彼此同人數タラハ議長ノ可トスル所ヲ以テ之ヲ決ス議員五分以上ノ欠席アルハ議事ヲ爲スヲ得ス

議事ニ當リテ若シ施政ノ官員ニ諮詢スヘキアラハ正院ニヒ其命令ヲ以テ其人ヲ出席セシメ之ニ推問スル

ヲ得ル

議事ノ章程及ヒ本院ノ開閉ハ皆太政官ノ特裁ニ從フヘシ

議員ノ撰舉免黜ハ正院ノ審判ニアルヘシ

議員ハ只衆議ニ由テ事ノ可否ヲ決シ或ハ之ヲ論定スルハ推アルモノトス

議長ハ其院中決議ノ事ニ就テハ正院ノ許可アレハ其席ニ出テ可否ヲ審弁スルヲ得ル然レモ其事ヲ行フト否サルトハ決テ之ヲ論スルヲ得ス

凡議事ハ皆機密ニ涉ル故ニ議中ニ係ルヲ及ヒ正院ニ上達シテ未夕決裁アラサルモノハ各自ノ意見ト雖モ他ニ泄スヲ禁ス

議案及ヒ一切ノ公文書類ハ書記ニ付シテ繕寫編輯セシ

史官 員

議案及一切ノ文書ヲ繕寫シ之ヲ編輯

此章程更ニ増補更正スヘキ一アラハ商議ヲ及ニシ
上裁ヲ經テ定ムヘシ

右院事務章程

右院ハ各省ノ長官當務ノ法ヲ案シ及行政實際ノ利
害ヲ審議スル所ナリ各省 長官 次官之ニ任ス

等級ハ官ヲ以テ順次トシ同官ハ位ヲ以テ次トシ同位ハ
叙爵ノ先後ヲ以テ次トス

凡ソ當務ノ法案其主任ノ長官之ヲ草シテ同官ノ商議

ニ付スヘシ

其^奏草案ヲ草スル制度條例ニ係ル事件ニシテ其區分ハ
各省事務ノ章程ニ照準スヘシ

各省事務章程ニ掲載セサルノ事件ハ其主任ノ長官其
奏案ヲ録シテ同官ノ商議ニ付スヘシ

同官商議シテ異論アレハ其異論ノ所以ヲ書シ其奏書ニ
付シテ正院ニ上達シ決裁ヲ乞フヘシ

正院ヨリ下問スル事件ハ其主任ノ長官可否ヲ草案ニ商議ニ付シ
同官中異論アレハ其異論ノ所以ヲ書シ奏書ニ付シテ正院ニ上報ス

ヘシ

各省當務ノ事件決裁ヲ乞ヒ奏可トセハ其主任ノ長官之ヲ受ケ其
省ニ於テ速ニ之ヲ施行ス

太政官ヨリ各省ニ下シテ施行セシムル事件其主任ノ長官之ヲ受ケ其利害ヲ審考シテ之ヲ不可トスル寸ハ同官ニ商議シテ覆奏シ又ハ三職ノ許可アレハ正院ニ出席シテ可否ヲ審弁スル得ル然レモ其事ヲ行フト否サルトハ決テ之ヲ論スルヲ得ズ

允ソ議事ハ皆機密ニ涉ル故ニ議中ニ係ル事及ヒ正院ニ上達シテ未タ決議アラサルモノ各自己ノ意見ト雖モ他ニ泄スヲ禁ス議案及一切ノ公文書類ハ各長官附属ノ録ニ命シテ繕寫編輯セシム此章程更ニ増補更正スヘキヲアラハ商議ヲ尽シ上裁ヲ經テ定ム

樞密史官事務章程

樞密史官ハ正院ノ秘書記ニテ三職ノ命ニ從ヒ樞密ノ文案ヲ草シ及ヒ奏書法案ヲ検査補スル処ナリ

大史ニ負 權大史ニ負 少史三負 權少史三負ヲ以テ限トス

凡ソ諸法案奏書ホ三職ヨリ其要有テ指令スレハ或ハ例格ヲ引テ之ヲ證シ或ハ内外ノ條規ヲ閲査シテ之ヲ照シ必ズ其事ノ審判ヲ便ニス三職モシ其諸奏書法案ノ要有妥當ナラスニテ別ニ草案スヘキノ命アル其命ニ從テ作為シ之ヲ命シタル本員ニ呈ス三職又ハ其諸奏書法案ヲ否トシテ其否トスル要旨ヲ畧記スヘキ命アル明ニ其主旨ヲ注シテ之ヲ命セシ本員ニ呈ス諸奏書法案等制可ノ後之ヲ主任ニ付セシモノハ順次之ヲ編輯シテ後證ニ供シ其否トシテ返却セシモノト雖モ亦其次第ヲ簿記シ他ノ考案ニ便ス若シ其諸奏書法案ホ三職ノ指命ナキモノアレハ其処分ヲ詰問シテ之ヲ沈滞セシメサルヲ要ス三職ノ命ニヨリ官員進退黜陟書ヲ掌ル毎日其司掌セシ往復ノ書翰アラハ詳明ニ之ヲ日記ニ書載ス課中秘書ヲ蔵ス

ル諸筆箱ハ各員之ヲ分持シ諸法案文書ホ既判未判ノ事務ヲ論セス堅ク之ヲ監守シ他見他聞ヲ禁ス

若シ樞密ノ事件他ニ漏泄スルコトアリテ推窮ノ後此職ヨリ世セシ證アレハ假令一時ノ過失ニ出ルト雖モ本員免職ノ罰ヲ受クヘシ

樞密史官ハ自己ノ意見ヲ以テ立法施政ノ各省ニ通シテ事ヲ諮詢スルコト許サス

此章程更ニ増補更正スルコトアラハ高議ヲ尽シテ決裁ヲ經テ定ムヘシ

監部課事務章程

監部ハ正院耳目ノ官ニシテ諸官省各局各地方官員奏職ノ怠惰處務ノ奸詐ヲ行支探索スル職ナリ

課中ノ官員ハ史官主記ヨリ之ヲ兼テ或ハ正院ノ命ニヨリテ他ノ官員

其外ヨリ臨時之ヲ撰任シ其事ヲ限リ司掌セシム故ニ人員ノ定限アルコトナシ
監部ノ行支探索ハ都テ三職ノ命令ニ從テ派出スルコトス

凡ソ各官省地方ニ行支シテ諸官員ノ怠惰奸詐ヲ探索シ其實説ヲ得ル之ヲ詳記固緘シ其命ニタル本員ニ呈ス

凡ソ探索書ハ之ヲ他人ニ泄スルヲ禁ス若其事ノ泄洩スルコトアリテ推窮ノ後其探索セシモノヨリ泄出スル證アレハ一時ノ過失ニ出ルト雖モ免官ノ罰ヲ受ク

細作ノ探索書ハ詐偽ナキヲ證スルタメニ探索セシモノ自テ調印シテ呈スルニ探索書ノ趣旨ニ拠リ諸官員ノ奸詐ヲ發見シ司法省ニ於テ其罪ヲ察治

スルカ又之ヲ糾問スルニ當リモシ其實證ナクモシ其罪ニ伏セシムヘキコトナレハ之ヲ探索セルモノノ妄中ト造意トヲ推窮シテ其官ヲ免之又當罪ニ処ス

監部ノ官員ハ唯諸官省及ヒ各地方官員ノ奉職處務上ノ治惡ヲ探索スルコトニ注意スルヲ要ス

監部ノ官員ハ其探索ノ次第ヨリテ人ノ良否ヲ陳テテ黜陟ノ一ヲ上言スルヲ
禁ス

式部局

舍人局

雅樂局

右三局及史官ノ事務章程ハ職制ニ從テ實際ニ就テ便宜高定スル
シ

